

第1272回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成24年7月26日 木曜日

開会 10時00分 閉会 12時30分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委員長 藤原 勝紀
委員 梶村 健二
委員 鈴木 昌子
委員・教育長 生田 義久

4 傍聴者 3人

5 議事の概要

(1) 開会

10時00分、委員長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1271回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案3件、報告1件

イ 非公開の承認

議案1件については市議会議案への意見の申出に関する案件であるため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 議案事項

議題5号 平成25年度に京都市立小・中学校育成学級及び総合支援学校において使用する教科書の採択について

(事務局説明)

○大黒 総合育成支援課長

小・中学校の育成学級及び総合支援学校の児童生徒の教科書は、次に挙げる3種類の中から教科書として使用している。児童生徒の発達の段階や障害の程度に応じて、1. 文部科学大臣の検定を経た検定教科書 2. 文部科学省が著作の名義を有する文部科学省著作教科書 3. 学校教育法附則9条に基づく絵本等の一般図書である。教科書採択に関わる基本方針については、4月19日の教育委員会で議決された4点であるが、この4つの基本方針を十分に踏まえ、特に学校教育法附則第9条本の選定においては、1.

児童生徒の障害の状態や発達段階を踏まえたものであること 2. 個別の指導計画に幅広く生かすことができるものであること 3. 系統的に編集されており、且つ教科の目標に沿うものであること を念頭に選定されている。本日、採択していただく教科書は、小学校・中学校・高等学校で採択された検定教科書に加えて、総合支援学校高等部独自で使用する検定教科書と、平成22年度に小・中学校育成学級教科書選定委員会及び総合支援学校教科書選定委員会で選定し、平成24年度に使用する教科書として採択されたものの中から、供給不能・絶版により供給できなくなった図書を除いたものである。従って、小学校育成学級・総合支援学校小学部用として277点（著作本10点，一般図書267点），中学校育成学級・総合支援学校中学部用として225点（著作本3点，一般図書222点）総合支援学校高等部用として297点（追加検定本28点，一般図書269点）の合計799点（追加検定本28点，著作本13点，一般図書758点）である。小学校育成学級・総合支援学校小学部において使用する教科用図書の採択案は、1ページから11ページ，中学校育成学級・総合支援学校中学部において使用する教科用図書の採択案は、12ページから22ページ，総合支援学校高等部において使用する教科用図書の採択案は、23ページから33ページの通りである。

（委員からの主な意見）

- 一般図書であっても教科書として使用するという事は、子どもたちにとっては各教科1冊ずつしか与えられないということか。1冊をもって年間を通じて活用していくのか。教科書はもともと学年や校種を通して系統的に作られているものだが、一般図書は特定の分野に特化して作られているものであると思うが、どのように年間を通して活用していくのか。
- 個別の指導計画の中で教科書の活用についても書かれているのか。
- デジタル教科書は含まれていないが、教科書としてすぐ使えないのか。今後も文字情報に限定したものを教科書として使っていくのか。
- 教科書は授業を設計していくための環境の一部であり、今後は教科書も含めて様々なメディアを活用した立体的な授業づくりが問われていくと思う。支援学校の方が教科書以外の様々なメディアの活用において先進的な取組がなされており、そういった教育のデータが集まりやすい。本に集中した学習ではなく、メディアを活用した実践の蓄積ができるのではないか。
- これまでは教科書を教えるというものだったが、特に総合支援学校における教科書の活用については、個々の子どもの障害の状態に応じて、個別の興味を引き出すためのツールとして使用している典型的な例だと思う。これは、教育全体にとっても有効的なことであり、もっと積極的にアピールする必要がある。電子黒板の活用や授業の作り方など、総合支援学校にこそ取り組める知恵や工夫がたくさんある。是非、他の校種へも取組の輪を広げていただきたい。

（事務局）

- 一般図書は教科書として作成されているものではないので、系統的には作られていない。基本的には検定教科書を使用するという前提での使用となる。ただし、障害の状況は様々であるので、次年度への継続性や他教科との関連、妥当性を図りながら、個

別の指導計画に基づいて、当分の間学習するものとして活用している。例えば、国語では教科書として選んだ絵本1冊で一年間教えているわけではなく、他の補助的な教材や、多様な種類の書籍も揃えている支援学校の図書館を活用学習している。また、様々な障害の状態に応じて選択できるよう、選定する教科書については一定の数や質を保つよう努力している。また、職業学科はこれからの就労や資格取得を見越して、実用的な教材が多く含まれている。鳴滝総合支援学校の普通科のように準ずる課程の生徒が使用する教科書は、生徒の興味や発達の状態に応じて使用するものが変わっていくものである。

- 個別の指導計画については、全てではないが、教科書の活用についても書いてもらうよう努力してもらっている。
- 現時点ではデジタル教科書は使っていない。デジタル黒板やタブレット端末など、授業の中でデジタル教材を使用し、活用方法等を探っている状況である。
- 支援学校では国立特別支援教育研究所のデータベースからサンプルの授業形態を活用や、総合教育センターでの十八番授業を活用するなどして、有効な授業づくりを探っている。今後も、たくさんの実践の中で引出し作りを行っていききたい。

(議決)

委員長が、議第5号「平成25年度に京都市立小・中学校育成学級及び総合支援学校において使用する教科書の採択について」の採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第6号 平成25年度に京都市立高等学校において使用する教科書の採択について

(事務局説明)

○三宅 学校指導課担当課長

本年度は、全ての教科において新しい学習指導要領（平成21年文部科学省告示34条）に基づいた教科書を選定することに伴い、「高等学校用教科書目録（平成25年度使用）」と同様、第1部及び第2部から構成する形としている。

第1部に掲載する教科書は、新しい学習指導要領に基づいて編集された教科書から選定されたものであり、平成25年度に第1学年となる生徒の全ての教科と第2学年となる生徒の数学及び理科を対象としている。また、第2部は、従来の学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）に基づいて編集された教科書から選定されたものであり、第2学年の数学と理科以外の教科、第3学年の全ての教科を対象としている。

本年4月19日の教育委員会において「教科書採択に関わる基本方針」の議決後、それを踏まえ、教育長が「選定方針」を決定し、教科書選定委員会へ教科書選定について諮問した。

その後、教科書選定委員会では、5月31日と7月12日の2回の全体会に加え、各教科の調査研究委員会において本市立高校の実情を踏まえた教科書の選定に向け、熱心かつ慎重な調査審議が行われた。

また、6月1日から7月4日にわたり、法定の教科書センターである京都市総合教育センター（京都第二教科書センター）及び京都市生涯学習総合センター（京都第三教科書センター）において教科書展示会を実施した。

こうした過程を経て、選定教科書一覧表が教育長に答申された。

本日は、教科書選定委員会からの答申に基づいて、平成25年度使用の教科書の採択にかかる議案を提出させていただいた。

本議案については、来年度発行される文部科学省検定済教科書1,152点及び文部科学省著作教科書76点、計1,228点の教科書の中から、関係する教科・科目に係る教科書1,072点のうち13教科350点を選定したものを掲載している。

まず、普通教育に関する各教科について説明する。

国語科は、生徒の興味、関心を喚起し、また、生徒の基礎学力の定着を図ることができる教科書として、33点を選定した。特に1年次に多く設定される『国語総合』では、現代文・古典教材のバランスや内容に留意し、基礎・基本を重視した基礎学力の定着を図るものを選定した。また、2,3年次に多く置かれる『現代文』では生徒自らが考え、主体的に課題を解決する力の育成に適していること、『古典』では教材の難易度や時代・ジャンルの広がりにも留意し選定を行った。

地理歴史科は、基礎的・基本的な学力を充実させるもの、歴史的・地理的思考力を培うものまで幅広く31点を選定した。とりわけ、新学習指導要領に対応する第1部については、各校の教育課程や進路目標を踏まえ、多角的・多面的な思考力の育成を目指した配慮がなされるとともに、主題学習や課題学習において、生徒が関心をもち、主体的に取り組むことにつながるよう工夫が施されていることに留意した。

公民科は、地理歴史科と同様の視点で17点を選定した。特に、現代社会における様々な問題を扱う教科であることに鑑み、各分野の重要な課題が取り扱われているかを重視しつつ、統計・資料等が豊富で的確であること、基礎的・基本的な学力の充実を図るもの、主題学習からテーマ・文脈を読み解く力を育成するものなど幅広い観点により選定した。

数学科は、学習指導要領の改訂に伴い、これまで以上に実社会の中で使える数学を意識し、41点を選定した。とりわけ、新しい学習指導要領において『数学I』・『数学A』で新たに盛り込まれた課題学習については、内容や分量とともに、個人やグループでの探究活動として適していることを重点項目とした。その他にも、数学的な見方や考え方を重視したものであること、例・例題が精選されていることなどの観点から、基本概念の理解・定着及び基本的な技能の習熟ができるよう留意し、発展的な内容も十分に精査して選定した。

理科は、これまで以上に実験・観察を通じた探究活動・課題研究の内容や方法がより詳細に記述されていること、持続可能な地球環境を意識した題材を扱い、環境保全に関する実体験が実感できたうえで知識が習得できることなどの観点から62点を選定した。新しい学習指導要領に基づく教科書については、発展的な内容の取扱いの点で教科書間に大きな差が見られるため、生徒の興味関心をより引き出せるもので、生徒の実態に即したものであることに留意した。また、「理科離れ」対策として、興味・関心を喚起し、自然科学的なものの見方を養うために工夫されていること、発展的記述があることなどを検討の視点とした。

保健体育科は、資料や配色が工夫され、わかりやすい内容となっていること、生徒自身の健康への興味・関心を喚起し、自発的な学習態度を育成できること、集団を意識した実践や学習意欲を高める内容となっていることなどの観点から4点を選定した。

芸術科（『音楽』・『美術』・『工芸』・『書道』の4科目）は、学校によって設置されている科目や学年が異なるため、各校の現状に配慮したうえで22点を選定した。『音楽』については幅広い地域の多様な音楽が取り扱われていること、『美術』については幅広い分野から作品が紹介され、表現技法や制作過程の記述が丁寧になされていること、『工芸』については工芸の基礎・基本が押さえられ、教材の図版・配列が工夫されていること、『書道』については模範作品や古典作品が豊富に掲載されていることや漢字仮名交じりの書について解説や説明が充実していることなどの観点から選定した。

外国語科は、各校の教育目標や進路目標、生徒の実態等にあわせて、生徒の知的関心や興味を誘い、学力の充実や異文化への理解の深化を図るとともに、自主的、意欲的に深く考えさせるような幅広い題材を含んだ教科書48点を選定した。とりわけ、新学習指導要領に基づく科目である『オーラルコミュニケーション英語基礎』、『コミュニケーション英語Ⅰ』、『英語表現Ⅰ』、『英語会話』では、「話す・聞く・読む・書く」の4技能を総合的に育成し、積極的なコミュニケーション活動の展開に資するものという観点から選定した。

家庭科は、男女共修の必修科目であることから、基礎・基本的な内容が端的にまとめられていること、各単元の重点が図表を用いてわかりやすくまとめられていること、身近な話題や社会状況を踏まえた新しい観点で内容が取り扱われていることなどの観点から13点を選定した。

情報科は、生徒の関心や意欲を引き出し、情報活用能力を十分に高められること、著作権・情報モラル・セキュリティ教育やネットワーク上での情報発信・情報収集等、情報に関わる今日的事項に係る記述がわかりやすく丁寧であることなどの観点から7点を選定した。

次に専門教育に関する各教科について説明する。

工業科は、工学の基礎にあたる分野においては基礎的な基礎・基本に重点を置き、記述が適切かつ平易であり豊富な資料・図版のもとで理解しやすい内容であること、主として2年生以上に設置している専門的な分野においては最新の技術がバランスよく紹介されていることや資格取得等にも対応できることなどの観点から、学科の目標や生徒の進路保障等を考慮して59点を選定した。

商業科は、記述が平易であり図表や例題が適切に配置されるなど理解しやすい内容であること、文例や文章問題等がバランスよく配置されていること、実社会と関連の深い内容が多く紹介されていることなどの観点から、入門から応用まで幅広く対応できるものを7点選定しました。

家庭科は、『発達と保育』・『被服製作』・『フードデザイン』・『児童文化』を主な内容としており、豊富な練習問題のもとで基礎的な知識や技術の習得を主眼としていること、事象が多角的に幅広く取り扱われ生徒の興味関心を誘いやすいものであることなどの観点から6点を選定した。

（委員からの主な意見）

○新しい学習指導要領に基づく教科書について、例えば『現代社会』では、東日本大震災やエネルギー問題など、新しい視点での記載内容が見られる。従来の学習指導要領に基づく教科書を使用する生徒にとっても、その内容に触れる機会を得ることは重要

だと考える。

- 新しい学習指導要領に基づく教科書と従来の学習指導要領に基づく教科書との違いはどのような面で見られるか。
- 「理科離れ」への対応については、科学コミュニケーションなどインタラクティブ（相互作用性）な観点の充実が必要であるが、教科書ではどのような工夫が施されているか。
- 市立高校では、小・中学校のようなスタンダードを策定しないのか。
- 大学入試との関係もあるが、市立高校に求められるニーズを見据えたうえで、各校独自の特色ある教育活動の中でその学校ならではの力を育成することにつながるような教科書を選定していかなければならない。

（事務局）

- 従来の学習指導要領に基づく教科書を使用する生徒に対しては、必要に応じて新しい学習指導要領の視点を取り入れるなど、生徒の興味・関心を引き出すとともに、その適性を考慮した教育活動を展開する。
- 新しい学習指導要領に基づく教科書は、従来の学習指導要領の基本部分を継承しつつ、高校生の関心を引くトピックや言語活動の充実など新たな内容が盛り込まれ、幅広く生徒の実態に合わせることができる内容となっている。理科では、身近な現象や最先端の技術について「コラム」や「マメ知識」で紹介するなど理解しやすい内容となるよう工夫が施されている。
- 市立高校は多様な学科、類・類型を設置しており、それぞれの特色や教育目標に合わせる形で教科書を選定している。
- 市立高校においては、各校で多様な教育課程や教育目標を掲げ、その特色に応じた教育活動を展開する中、義務教育である小・中学校のように各校一律のスタンダードを策定することは困難な側面がある。

（議決）

委員長が、議第6号「平成25年度に京都市立高等学校において使用する教科書の採択について」の採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

エ 報告事項

京都市におけるいじめの状況と取組等について

（事務局説明）

○大橋 生徒指導課長

文部科学省におけるいじめの定義は、以前は「自分より弱いものに対して一方的に、身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」であったが、平成19年1月から「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」に変更された。

平成22年度の京都市立学校におけるいじめの認知件数は220件。近年、減少傾向にあるとともに、千人比において、全国平均を下回っている。平成22年度における千人

比は、全国平均5.5件、京都市2.1件である。なお、平成23年度の件数等は文部科学省が集計中。8月に公表される予定である。

平成22年度の文部科学省の調査における本市のいじめの態様は、冷やかしやからかい、仲間はずれ、軽くぶつかるなどが多い。学校においては、日頃から、いじめを許さない学校づくりに努め、そのために、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて児童生徒一人一人に徹底し、日頃から、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権、絆を大切にする学級づくり・人間関係づくりを心掛け、いじめられている児童生徒は学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示さなければならない。また、いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識の下、早期発見・早期対応に向け、アンケートの実施、スクールカウンセラーの活用など、相談機能の充実も必要である。

学校がいじめを把握したときは、担任等の特定の教員が抱え込むことなく、速やかに管理職、生徒指導主任・主事、学年主任等に報告し、学校全体で組織的に対応を進める。また、保護者、教育委員会、必要に応じて関係機関に連絡・報告し、適切な連携を図り、当事者だけでなく、保護者や周囲の友人などからも情報を収集し、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。また、被害者の気持ちに十分、配慮し、「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアを行うとともに、休み時間、清掃時間などの安全確保を図る。

加害者には、個別に指導し、いじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちを醸成し、加害者から被害者への謝罪を行う。さらに、再発防止に向け、学級、学年又は学校全体への指導を行う。いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続くことも少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払う。

教育委員会は、学校からいじめの報告を受けた場合、事実関係を正確かつ迅速に把握し、関係各課による情報共有・連携の下、学校に対し、対応の進め方について適切に指導・助言するとともに、必要に応じて指導主事やスクールカウンセラーの派遣、関係機関との連携、区域外就学の措置の検討などを行い、学校を援助する。

本市におけるいじめ等に関する取組についてであるが、いじめに関する取組の徹底及びアンケートの実施等に関して、学校へ通知し、指示している。平成22年11月に「いじめの問題への取組の徹底」について、12月に「全児童生徒を対象としたいじめの実態把握に関するアンケート調査」について、平成23年1月に「いじめ問題への取組に関する文部科学省の緊急調査の結果」について、6月に「全児童生徒を対象としたいじめの実態把握に関するアンケート調査」について、平成24年6月に「全児童生徒を対象としたいじめの実態把握に関するアンケート調査」について、また、毎年度の4月に「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する文部科学省調査」について、毎年度の夏季・冬季休業期間前に「夏季・冬季休業期間中における生徒指導」について、本日、平成24年7月26日に文部科学大臣談話とともに、いじめに関する取組の徹底について、学校へ通知した。

いじめなどに関する相談体制の整備充実として、「いじめ問題サポートライン」「いじめ相談24時間ホットライン」「こども専用ハートライン」などの電話相談を開設するとともに、「こどものための電話相談窓口」紹介カードを全児童生徒に配付している。また、「こども相談センターパトナ」における生徒指導と教育相談の連携による子ども・保護者のサポート、「こども相談センターパトナ」における教員対象のコンサルテーション及び校内研修等へのカウンセラー派遣、京都府と連携したネットいじめ通報サイト「京都市ネット・トラブル情報デスク」の開設のほか、小学校1年生の保護者に冊子「子どもの心と

親のかかわり」を配付している。

なお、「いじめ問題サポートライン」「いじめ相談24時間ホットライン」を含む、いのちとこころを支える様々な相談窓口の一覧表を市民しんぶん各区版の平成24年8月15日号に挟み込み、全戸配付する予定。

不登校やいじめなどの問題に対し、子どもたちの心の居場所づくりを推進するため、専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を全中学校・高校・総合支援学校に配置し、小学校への配置も全校配置を目指して拡大している。また、不登校やいじめなどの問題に対し、児童生徒が置かれた環境への働きかけ及び関係機関等とのネットワークの活用など、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いた支援を行う「スクールソーシャルワーカー」を拠点校である小学校7校に配置している。

子どもにきまりやルールを守ることの大切さを理解させ、自ら規範を守り行動する自律性を育むことは、学校の教育活動の基盤となるとともに、いじめ、非行、暴力行為などの未然防止や学習規律の維持のために大変重要であることから、子どもの「規範意識」を育むための取組をより一層、推進するため、平成22年12月に保護者・市民団体、京都府警、校長会及び教育委員会の代表者で構成するプロジェクトチームを設置した。以降、4回の会議を開催し、本チームでの議論・発案等に基づき、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって様々な取組を展開しており、第5回会議を8月29日に開催する。

平成23年8月に、いじめ問題も含む規範意識の育成に向け、全市の中学校の生徒会代表が一堂に会する「京都市中学校生徒会議」を開催した。子どもたちから、「中学校生徒会」と「ALL KYOTO 大人社会」へ向けて、「一人一人が大切にされる、いじめのないクラスをつくります。」「友だちには、思いやりを持って接します。」等の宣言が発信された。平成24年度は、昨年度の生徒会議宣言等を踏まえ、宣言の内容の実践や中学生の規範意識のさらなる向上を図るため、各行政区の代表生徒による「京都市中学校生徒会サミット」を8月29日に開催する。

なお、平成18年度には「いじめに立ち向かう 全市立学校277校生徒会議」を開催し、子どもたちから「いじめからは何も生まれない！ ～するな！！させるな！！みのがすな！！～」等のアピールが発信された。

子どもが生き生きとした学校生活を送るためには、いじめや不登校の未然防止や、その兆候の早期発見・早期対応が不可欠であり、そのためには教員等による子どもの普段の言動や様子の観察に加え、より客観的な情報を得るための質問紙調査が効果的であることから、担任等が質問紙により学級の実態を適切に把握し、対応策を導くためのツールとなる「クラスマネジメントシート」を開発し、学校現場での活用を図る。

教員研修として、生徒指導研修会、生徒指導実践交流会、学校でのソーシャルワーク実践研修のほか、教職員カウンセリング研修会など臨床心理学的側面も含めた教員研修を実施している。

京都府警から各校に現職の警察官や警察OBのスクールサポーターを講師に招き、万引き、いじめ防止のための「非行防止教室」を実施している。平成23年度には小学校89校、中学校72校で実施した。全校実施を目指し、実施校の拡大を図っている。

インターネット上での誹謗中傷や個人情報の書き込みによりいじめなどの問題が生じている現状を踏まえ、それらの早期発見・解決のため、京都府教育委員会と連携し、平成22年度から、ネット上の書き込みの監視を民間業者への委託により導入した。

いじめなどにより不登校が長期化した子どもたちが、本来校に在籍しながら通級し、

小集団での体験活動や教科学習等を通じて新たな人間関係を築く中で、他者との信頼関係や自らの存在意義を感じ、学校に復帰できるよう支援するため、教育支援センター「ふれあいの杜」学習室を市内5箇所開設している。

いじめなどにより不登校が長期化した生徒を支援するため、子どもたちが無理なく学習できるよう柔軟で特色ある教育課程を編成した新しい形の中学校として、「洛風中学校」、夜間の生徒とも共に学ぶ「洛友中学校」を設置している。

児童虐待、いじめなど、子どもを取り巻く課題の解決に向け、これまで以上に児童相談所との連携を強化し、相談・支援体制の充実を図るため、平成21年度から生徒指導課に「子ども支援専門官」を1名、今年度からは、第二児童相談所が新設されたので、小・中学校の教員籍の職員を1名ずつ、合計2名を配置している。

いじめ、万引き、暴力行為などの問題行動について、京都府警との連携強化、情報共有を進め、その未然防止や早期解決を図るため、平成22年度から京都府警との相互の人事交流を実施し、京都府警の職員1名を生徒指導課に担当課長として配置している。

法務省と連携し、子どもがいじめなどの悩みを相談したいとき、身近な人や電話などでの相談がしづらい場合は、直接、法務局へ送付することのできる切手不要のミニレターを毎年度、学校を通じて全小・中学生に配付している。

(委員からの主な意見)

- いじめの認知件数が減少してきており、特に平成22年度は、前年度に比べ、中学校は半減している。少年非行の状況が、府全体の数値ではあるが、高止まりの中、いじめが減少しているのはなぜか。
- いじめは、個人と個人の間にとどまらず、学校・社会全体の課題である。子どもは、頭ではいじめはいけないとわかっているが、いじめをしてしまう。生徒自身の意識の高まりが大事。生徒会サミットは、去年の中学校生徒会議からその活動を積み上げてきたもの。サミットでの生徒・大人の議論の中で、何らかのメッセージを市民へ発信していける場、きっかけとしたい。いじめを防止するためには、社会総がかりで取り組む必要がある。
- いじめと認知されたものにどういった対応をしているのか。
- これまで、本市では様々なチームなども設置し、取組を進めてきたが、保護者・地域の協力は不可欠であった。問題が起こったときに学校・保護者が一緒にやっというベクトルになるのか、批判合戦になってしまうのか。学校・家庭・地域の信頼関係が何より重要である。学校運営協議会との連携も含め、一丸となって取り組む必要がある。
- インターネットなどが普及し、いじめが教員に見えにくいように行われるのが最近の特徴。本市では、いじめなどの理由で不登校になった生徒のために洛風・洛友中を設置するなど、そうした生徒を長期的に支援するための施策を実施してきた。今、鍛えるべきは、教員がいじめを認知する力。

(事務局)

- 件数の減少については、はっきりと理由を特定できているわけではない。ただ、本市は、担任や保護者がいじめを発見する割合が多く、早期対応に繋がっていると思われる。
- これまでの取組をしっかりとやり切ることが重要であるとともに、中学校生徒会サミットや規範意識プロジェクトなど新たな取組も推進する。
- いじめの対応については、まず、被害者、加害者、周囲の子どもなどから事実を全て

確認し、指導を行い、保護者にも伝える。保護者は「これはケンカだ」と言うこともあるが、いじめであればいじめ、暴行などの犯罪であれば犯罪であるときっちり伝える。本人同士、保護者同士で話をするケースもあり、それぞれのケースに応じた対応が必要。本市の平成22年度の件数は220件。したがって、220通りの対応がある。最後は必ず、加害者が被害者に謝罪を行い、事後のケア、再発防止まで含めた対応を行う。なお、被害者にも非があるといった考え方は認められない。いじめは何があっても絶対にしてはいけない。そうしたことを学校に対し、何度も通知をし、学校に指導主事も入り込み、指導をしている。

○子どもにどういう力を付けていくか。子どもはコミュニケーションが取りにくくなっている。インターネットなどの普及により、1週間、全く話さなくても生きていける時代。学校では、人間関係のこじれをきっかけとしたトラブルが多い。相手の気持ちがわからない。したがって、仲間づくり・絆づくりのための取組が重要であり、教員同士が力を合わせている姿を見せることも大事。教員が批判し合っているようではない。

○教員がいじめなどを見抜く力が必要。人権意識も含め、スキルアップが重要である。なお、大人が見抜けないことも、子どもは見抜いている。課題解決に向け、子どものそうした力を生かし、高めることも重要である。

エ 非公開の宣言

委員長から、以下の事項について、会議を非公開とすることを宣言。

オ 議案事項

議第7号 京都地方裁判所平成23年（ワ）第2668号事件に係る意見の申出について
(事務局説明)

○山本 調査課長

中学校の運動場でハンドボールゴールポストが転倒し、生徒が負傷したうえ、後遺症を残したという事故について訴訟が係属しているが、当該訴訟について、和解をするのが相当である旨の意見の申出である。

平成20年12月16日、桂中学の運動場で、原告は陸上部の朝の自主練習を終えた後、ハンドボールゴールポストにもたれて友人と話をしていた。このゴールポストの前面、本来であればネットが張られていない面にも、トスネットとして野球部の練習で使うために、ネットが張られていた。原告がそのネットに、内側から外側にかけてもたれていた。

その際、当該ゴールポストが転倒し、原告は頭をぶつけて頭蓋骨骨折、脳挫傷等の傷害を負った。その結果、左目視力低下、左目視野狭窄、右耳難聴の症状を残した。そこで、本市に対して賠償を求める訴訟が提起された。

訴訟では、原告の過失等を考慮して、500万円を本市が支払うという和解案が提示され、原告は了承した。本市としても早期解決の必要性や和解額が本市の基準に沿っても適正なことに鑑み、和解案は妥当だと考えるので、その旨を市会議案を提出する市長に意見の申出をしようとするものである。

(委員からの主な意見)

- 原告の卒業後の進路はどうなっているか。学校生活に何か支障はきたしていないか。
- 事件や事故が発生することで初めて不満が起こるというものではない。事故が起こる前、学校が生徒にどのような対応をしてきたか、信頼関係を築けていたかということが非常に重要である。また、事故後、相手方に誠実に対応していくことも、決しておろそかにしてはならない。
- 学校というのは、常に危険なことが起こるリスクがある場所だとは思う。例えば、最近では他の都道府県の大学でやり投げの練習中、やりが他の生徒に刺さるという事故もあった。このように常にリスクがあるという意識を学校側が持つのは当然だが、生徒への意識付けも必要がある。

(事務局)

- 原告は現在、市内の高等学校に通学しており、学業に支障はきたしていないように思われる。
- 事故後、学校から原告本人に、何か気をつけるべきことなどはないかと聞いたところ、原告自身は、むしろ特別扱いしないで欲しいとのことであった。また、原告は事故後も、陸上部に復帰して活動を続けていた。現在、原告の兄弟姉妹も市立学校に通っているが、一般的な「学校と保護者」という関係は築けていると考えている。これらから判断すると、相手方は、色々思うところはあるだろうが、訴訟をしているからといって、ことさら学校を攻撃するような意図はないと推測され、こちらの誠意は一定程度ご理解頂けているものかと思われる。このような状況で、いたずらに訴訟を長引かせるべきではないという判断もあり和解をしたい。

(議決)

委員長が、議第7号「京都地方裁判所平成23年(ワ)第2668号事件に係る意見の申出について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

(4) 閉会

12時30分、委員長が閉会を宣告。

署名 委員長